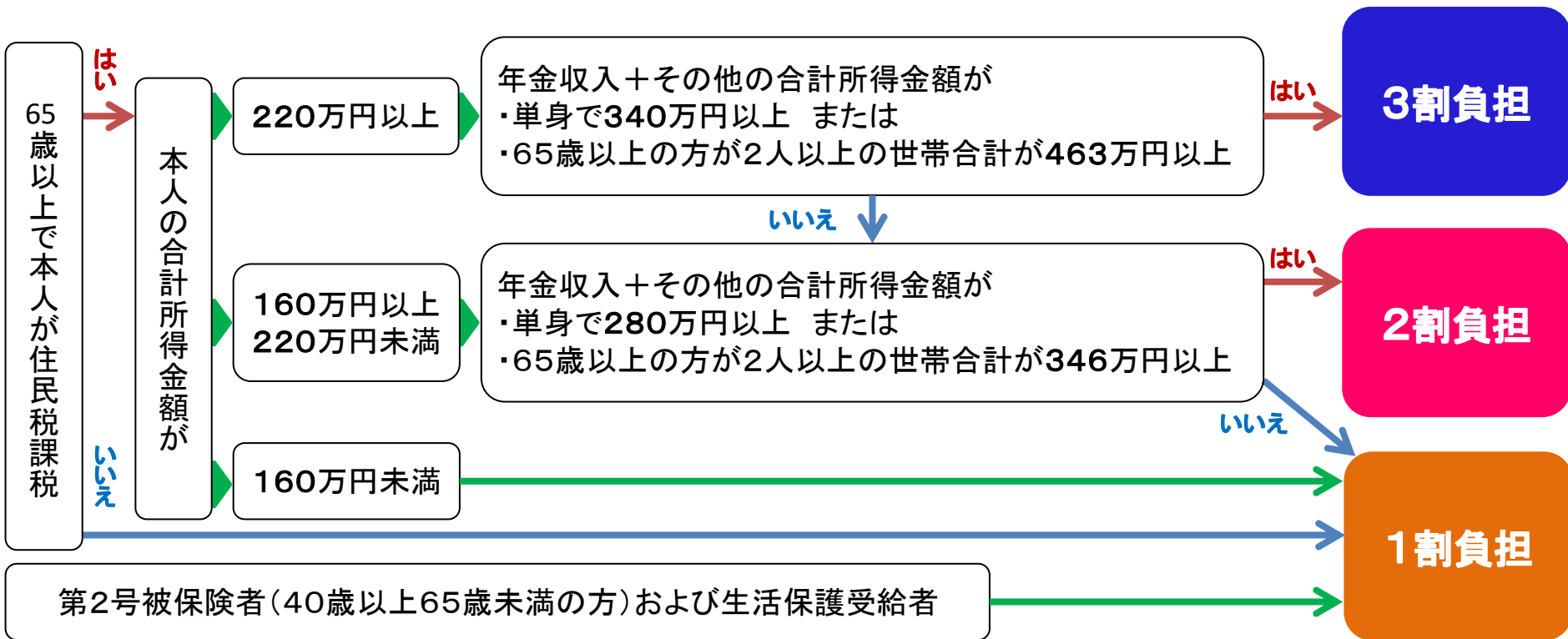


■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



合計所得金額・・・「収入」から「必要経費など」を控除した額です。

※平成30年より土地の売却による長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合はそれを控除した額で計算されます。

その他の合計所得金額・・・年金所得以外の合計所得をさします。(例:給与所得、営業所得、不動産所得等)